

対話における質問の回答

| No | 資料名  | ページ | 該当箇所              | 題目          | 内容  | 回答  |
|----|--|-----|-------------------|-------------|---|---|
| 1  | 要求水準書  | 3   | 第1章<br>第2<br>5(1) | 延床面積について    | 延床面積は、約35,000㎡（想定）の記載ですが、約35,000㎡に含める範囲について確認させてください。   | 延床面積35,000㎡は要求水準ではなく、あくまで想定です。要求水準としては下限値を設け-3%の範囲にて提案してください。なお、上限値は設定しません。別添資料1 要求水準書 附属資料 諸元表・凡例に基づき各面積の設定を行ってください。<br>数値については敷地範囲内の延床面積としての数値とします。                   |
| 2  | 要求水準書  | 18  | 2 事前調査及び対策業務      | (3)土壌汚染状況調査 | 「追加調査がある場合」とは具体的にどのような調査を想定されておりますでしょうか。  | 設計・施工に際して、既に提示している調査結果では不十分である時を想定しています。測量・地質調査その他必要な調査を想定しています。例えば、計画の掘削深さによって深度調査等の追加調査が必要になる場合を想定しております。   |
| 3  | 「要求水準書 p18、2 事前調査及び対策業務、(3)土壌汚染状況調査」、「参考資料2 発注区分表」 |     |                   |             | 「追加調査がある場合」とは具体的にどのような調査を想定されておりますでしょうか。例えば、土壌汚染対策法に基づく調査の結果、基準適合範囲であっても、法に規定される全26物質のうち、調査されていない物質（地歴調査のうえでは使用等履歴がない物質）があり、それらの物質について、残土を搬出する際に受け入れ先に分析結果を提供するための追加調査（土壌汚染対策法上は必要のない調査）等のことでしょうか。仮に、そのような調査を実施し、基準不適合が確認された場合の汚染土壌の処理費及び運搬費は別途、頂けるものと考えてよろしいですか。 | 測量、地質など、事前に市で提示している調査結果では不十分であった場合を想定しています。例としましては、計画の掘削深さによって、深度調査等の追加調査が必要になる場合などを想定しております。   |
| 4  | 要求水準書  | 24  |                   | 仮囲いの位置について  | 地域地区等の中で「道路幅員 西側：区画道路幅員10m」との記載があり、道路台帳を確認すると、西側道路である市道1313号は幅員4.2～6.3mとなっております。現況幅員は6.3m以上ありますが、仮囲いは市道区域との境界に設置してよろしいか。  | 契約締結後の設計期間中は、既存の仮囲いをそのままの位置で使用するか、新たな仮囲いを現在の位置に設置してください。工事期間中の仮囲い（H3m）は、位置を変更することを前提とし移設費用を仮設費に見込むこととします。詳細な位置については、契約締結後の設計段階で協議します。なお、既存の仮囲いを使用する場合も、事業者が管理することとなります。 |
| 5  | 要求水準書  | 26  | (ウ)工事に伴う発生土の扱い    |             | 「汚染土は場外搬出とする」と記載がありますが、汚染土であっても、場外搬出する必要がない場合は、搬出しなくてもよいという認識でよろしいでしょうか。  | 宜しいです。六価クロムを除き、法規を満たし封じ込め等の処置をすることが前提です。  |
| 6  | 「要求水準書p26、(ウ)工事に伴う発生土の扱い」                          |     |                   |             | 「汚染土は場外搬出とする」と記載がありますが、掘削した汚染土壌については、できるだけ区域内で再利用できる場合、場外搬出ししない計画にしたいと考えております。場外搬出する必要がない場合は、搬出しなくてもよいという認識でよろしいでしょうか。  | 見込みのとおりです。ただし、六価クロムについては搬出が必要となります。   |
| 7  | -  |     |                   |             | 上記の質問で「場外搬出する必要がない場合は、搬出しなくてもよい」というご認識がある場合、汚染土壌をできるだけ敷地外に搬出しないようにするため、事前に基準適合範囲を汚染が拡散する範囲として、区域指定の申請を行っておき、その範囲に掘削した汚染土壌を埋め戻してもよろしいでしょうか。工事終了後に区域指定範囲は増えることとなりますが、工事中の汚染土壌の搬出を減らすことが可能となり、コスト削減につながる可能性があります。  | 六価クロム以外の物質について可とします。  |

対話における質問の回答

| No | 資料名   | ページ | 該当箇所                       | 題目           | 内容   | 回答  |
|----|-------|-----|----------------------------|--------------|--|---|
| 8  | 要求水準書 | 41  | 第3章<br>第3<br>2(I)          | 病棟構成について     | 「病棟構成は基本計画書に示すところによること。」との記載があり、また基本計画書P12ではタイトルが「病棟フロア診療科組み合わせ(案)」と記載されています。(案)であることを踏まえ、病棟構成を変えて提案することは可能であると理解してよろしいでしょうか。  | 可能とします。   |
| 9  | 要求水準書 | 42  | 第3章<br>第3<br>3イ(ア)イ        | 構内歩道について     | 「各施設への歩道については、できる限り勾配がないようにすること。」との記載ですが、1/12～20程度のゆるやかな勾配は許容されるものと理解してよろしいでしょうか。  | スロープとして整備する場合の勾配は、法令に則って整備するものとします。それ以外の歩道については出来る限り勾配を緩やかにしてください。  |
| 10 | 要求水準書 | 43  |                            | 動線計画について     | 「外来患者が利用する機能が2層に分かれる場合は、各階を結びエスカレーター(上り及び下り)を設置すること」とありますが、適正な動線計画が実現可能な場合、外来専用エレベーターなどの提案は可能でしょうか。  | 要求水準書に記載のとおり、外来患者が利用する機能が2層に分かれる場合は、各階を結びエスカレーター(上り及び下り)を設置してください。また、別途設置するエレベーターについて、外来専用のものをご提案頂くことは可能です。 |
| 11 | 要求水準書 | 43  |                            | モックアップについて   | 「病室については内装工事施工前にモックアップを作成し」とありますが、モックアップはデジタルモックアップも含めた提案は可能でしょうか。   | 可能です。ただし、現物モックアップは作成することとします。   |
| 12 | 要求水準書 | 43  |                            | モックアップについて   | モックアップは本設外で設置しますが、使用した設備器具類は再利用可能でしょうか。  | 可能とします。   |
| 13 | 要求水準書 | 44  |                            | 消火器設置について    | 「消火器設置に際しては、スタンドタイプではなく壁埋め込みタイプとする」とありますが、来院者利用の無いスタッフエリアはスタンドタイプとする提案は可能でしょうか。  | 不可とします。   |
| 14 | 要求水準書 | 44  |                            | 床の仕様について     | 「サーバー室、放射線部門の中央操作ホール、コンピュータ等の電子機器を複数台使用する受付や事務作業等を行う室、検体検査室、薬剤部門、外来部門(眼科)等の多数の検査機械を設置する室の床はフリーアクセスフロア又は置床とすること」とありますが、受付や検査室の一部について、家具付きコンセントや天井コンセントの対応による代替提案は可能でしょうか。 | 不可とします。   |
| 15 | 要求水準書 | 45  |                            | カーテンボックスについて | 室の間口に連続して設けるなど、意匠性に配慮した場合、天井付タイプのカーテンボックスの採用は可能でしょうか。  | 不可とします。要求水準書に記載のとおりとしてください。   |
| 16 | 要求水準書 | 47  | ウ(ウ)d                      | 免震装置の交換について  | 免震装置の交換については、平成27年7月国土交通省住宅局「免震材料の交換改修工事中の建築物の安全性のガイドライン」に準拠して検討する必要があると考えればよろしいでしょうか。   | 宜しいです。  |
| 17 | 要求水準書 | 49  |                            | BCP          | ライフライン遮断時に想定している受入れ外来人数と病棟の入院増床の考え方についてご教示願います。  | 開院時に災害拠点病院の指定を受けることは想定していませんが、将来的には見据えていることから、明確な目標値は定めておりません。各社のプランでの提案をお願いします。                            |
| 18 | 要求水準書 | 50  | 第3章<br>第3<br>3才(1)a<br>1つ目 | 受変電設備について    | 受変電設備は、屋内キュービクルとし〜との記載ですが、耐候性等に配慮した屋外型とする提案は可能でしょうか。   | 不可とします。   |

対話における質問の回答

| No | 資料名               | ページ | 該当箇所                                | 題目               | 内容   | 回答  |
|----|-------------------|-----|-------------------------------------|------------------|--|---|
| 19 | 要求水準書             | 50  | 第3章<br>第3オ(イ)a<br>3つ目               | 受変電設備のバックアップについて | 「受変電設備は、常用・非常用の2系統に盤区分けし、低圧バイパス回路等でメンテナンス時の相互バックアップが可能な構成とし～」における相互バックアップについて、完全な双方向バックアップではなく、常用・非常用の片方向バックアップを基本とし、非常用のバックアップはメンテナンス時でも常用・非常用どちらも必要な一部エリア（救急、検査部、薬剤部、手術室、HCU、血管撮影、中材、厨房など）のみとする提案は可能でしょうか。   | 不可とします。   |
| 20 | 要求水準書             | 50  |                                     | 受変電設備について        | 要求水準書に以下の2点が記載されています。<br>常用・非常用の2系統に盤区分けし、低圧バイパス回路等でメンテナンス時の相互バックアップが可能な構成<br>電源系統の異常時に備え、エレベーター用電源、給排水ポンプ用電源、医療ガス電源等に、電源車又は仮設発電機による電力供給を視野に入れたシステムを検討<br>これについて、以下の通り提案することは可能でしょうか。<br>常用・非常用の2系統に盤区分けし、電源系統の異常時に備え、非常用の系統に電源車又は仮設発電機による電力供給を行う<br>エレベーター用電源、給排水ポンプ用電源、医療ガス電源等（最重要負荷）は低圧バイパス回路等でメンテナンス時の相互バックアップが可能な構成 | 不可とします。   |
| 21 | 要求水準書             | 54  | 電話通信設備                              | スマートフォンの音質について   | 電話通信設備（機器）を発注者区分としていただけないでしょうか。<br>スマートフォンによる内線通話品質は携帯電話事業者の電波状況や発注者区分のネットワーク設備で構築するWifi環境に左右されるため、通話品質の保証ができません。<br>よって、電話通信設備については配線敷設までを事業者区分とし、PBXや電話子機などの機器については、発注者区分として頂けますようお願い致します。   | 発注区分表に記載の通りとします。  |
| 22 | 要求水準書             | 55  | 呼出設備                                | 外来患者呼出について       | 事業者側で構築する呼出設備の範囲についてご教示ください。<br>参考資料2発注区分表にて、呼出モニタは発注者区分と記載があります。事業者側で構築する呼出設備は個別放送のみを指しているのでしょうか。   | 個別放送のみを指しています。<br>P.55の「呼出表示設備の対応を検討し提案・設置すること。」とはモニタの設置位置や台数への提案を求めています。 |
| 23 | 要求水準書             | 61  |                                     | 手指乾燥機について        | 要求水準書に共用トイレに適宜設けることと記載されていますが、感染リスク低減の観点から、全ての共用トイレをペーパーホルダーで対応頂く提案は可能でしょうか。   | 不可とします。<br>要求水準書に記載している内容を満たす計画として下さい。                                    |
| 24 | 要求水準書             | 62  |                                     | 透析用循環配管について      | 要求水準書に透析用循環配管を本工事に含むと記載されていますが、個人透析用給排水ユニットを設置し、循環配管を不要とする提案は可能でしょうか。  | 透析用循環配管は不要とします。<br>個人透析用給排水ユニットを設置することを前提とします。ただし、排水処理設備は本工事とします。         |
| 25 | 要求水準書<br>(諸元表・凡例) | 1   | 1,2<br>病棟<br>周産期<br>センター等<br>(女性病棟) | 病床数の割り当てについて     | 「43床 LD室3床を含む」とありますが、患者入院用の病室40床、LD室3床の、計43床という考え方でよいでしょうか。「分娩時は原則LD室を使用する。（リカバリーについては、全室個室の為、病室での対応を想定する）」とあるため、LD室3床は入院患者の病室としては使用せず分娩時のみの使用ととらえ、43床+LD3室とすることは可能でしょうか。  | 患者入院用の病室40床、LD室3床の計43床とします。   |

対話における質問の回答

| No | 資料名               | ページ | 該当箇所     | 題目           | 内容  | 回答  |
|----|-------------------|-----|----------|--------------|---|---|
| 26 | 要求水準書<br>(諸元表・凡例) |     |          |              | 内視鏡部門に透視室1室、画像診断部門に透視室2室が記載されていますが、内視鏡部門と画像診断部門を近接配置することができれば、透視室1台を兼用とし、病院全体で透視室2室としてもよろしいでしょうか。   | 不可とします。   |
| 27 | 要求水準書<br>(諸元表・凡例) |     |          |              | 清潔リネン庫は各病棟1室ずつ、フロアで2室、と記載されていますが、2病棟共有のバックスペースに1室設けることで、SPDの効率化が図れると考えます。それでもよろしいでしょうか。   | 清潔・不潔が明確に区分できれば可とします。<br>清潔リネン庫は上部リネン棚・下部ストレッチャー置き場として清潔リネン棚を分散させた場合でも、リネン庫は設置をお願いいたします。  |
| 28 | 要求水準書<br>(諸元表・凡例) |     |          |              | パントリーを2病棟分を集約設置することは可能でしょうか。  | パントリーは1病棟につき、1室設けてください。位置を隣接させることは問題ありません。  |
| 29 | 要求水準書<br>(諸元表・凡例) |     |          |              | アルコールの設置について、設置しない提案は可能でしょうか。   | アルコールは要求水準書のとおり設置してください。手指消毒については病室の外部に設置してください。  |
| 30 | 要求水準書<br>(諸元表・凡例) |     |          |              | 病棟運用のイメージをもう少し教えてください。有料個室におけるトイレは入り口側に設けないように、と記載されていますが、落ち着きのある環境とし稼働率を上げるためには、ベッドを室の奥に、トイレを入り口側に設けた方が好ましいようにも思います。見守りが重視される患者はSSの近くの無料個室に配置されるのではないのでしょうか。また病棟廊下幅は2700必須でしょうか。一般病床であれば2100以上、2700は面積に与える影響が大きいと考えます。 | 病室への入室に考慮し、間口を広く確保すること優先してください。<br>トイレの設置条件については、要求水準を変更し設置箇所を限定しないこととします。また、将来の病棟変更に備え病棟廊下幅は両側居室の際は廊下幅有効で2700(手摺間有効寸法2700)としてください。 |
| 31 | 要求水準書<br>諸元表      | 2   |          | 病棟           | 病室のトイレは、入り口付近に設けないこととありますが、スタッフによる患者の視認性の向上やベッドの出し入れ等に配慮できていれば、入り口付近に設けないという要求水準は満たしていると考えてよろしいでしょうか。   | 病室への入室に考慮し、間口を広く確保すること優先してください。<br>トイレの設置条件については、要求水準を変更し設置箇所を限定しないこととします。  |
| 32 | 要求水準書<br>諸元表      | 2   |          |              | 要求水準書にHCUを将来ICUとするとのことですが、ウォールケアユニットなどICUとしての設備は今回工事で設置する必要があるのでしょうか。   | HCUのオープン病室に今回工事としてウォールケアユニットを設置ください。また、将来的にシーリングペンダントを設置できるよう、アンカー等は敷設しておくこととします。   |
| 33 | 要求水準書<br>諸元表      | 5   |          | 手術室<br>清浄度   | 手術室1,2の清浄度がclass100,1000と記載ありますが、術野での清浄度と考えてよろしいでしょうか。特にclass100が室全体に必要な場合は、必要換気回数が200回/h程度になるため、術野での清浄度を希望します。   | 術野での清浄度とします。  |
| 34 | 付属資料<br>諸元表・凡例    | 1   | 病棟<br>共通 | 病棟共通<br>について | 2病棟/フロアを想定した記載内容と思われませんが、1病棟/フロアの階を設けて提案する場合は、相応の諸室数・面積を想定のうえ提案するものとしてよろしいでしょうか。  | 原則、2病棟/フロアの計画としてください。ただし、計画上、一部1フロア1病棟となることは問題ありません。その際、病棟共通の諸室数ならびに面積は想定して設置してください。  |
| 35 | 付属資料<br>諸元表・凡例    | 1   | 病棟<br>共通 | 病棟共通<br>について | HCUに関しては、(HCU除く)と記載されていないリハビリ室、食堂・テイルーム等の要・不要、カンファレンス室や休憩室の規模等に関しては想定のうえ提案することによろしいでしょうか。   | 1フロア/1病棟となる場合は、諸室の規模は想定して設置してください。  |

対話における質問の回答

| No | 資料名            | ページ | 該当箇所                   | 題目                      | 内容   | 回答   |
|----|----------------|-----|------------------------|-------------------------|--|--|
| 36 | 付属資料<br>諸元表・凡例 | 1   |                        | 有料個室の<br>WCについて         | 「車椅子対応とすること」との記載ですが、介助者により車椅子から便座に載替えができる等の設えとして考えてよろしいでしょうか。また、感染対応病室WCも同様であるとの理解でよろしいでしょうか。  | よろしいです。  |
| 37 | 諸元表・凡例         | 1   |                        | 病室の照明<br>について           | 各病室の備考においてフットライトの設置が求められていますが、常夜灯の整備など、照明計画の提案によっては、代替提案が可能と考えるよろしいでしょうか。  | フットライトの設置を前提としてご検討下さい。   |
| 38 | 諸元表・凡例         | 2   |                        | HCU病棟の<br>衛生器具<br>について  | 洗面化粧台・洗面化粧カウンター、スタッフ用洗手器の双方に「自動・混」となっていますが、衛生機器の配置の工夫で、患者用とスタッフ用を共通とする代替提案は可能でしょうか。  | 不可とします。  |
| 39 | 付属資料<br>諸元表・凡例 | 2   |                        | サブステー<br>ションにつ<br>いて    | ページの最下段に「サブステーションを病棟に適宜設置する。」との記載ですが、病棟形状・病室配置等を考慮し適宜提案との意味であり、設置することが必須要件ではないという理解でよろしいでしょうか。   | 宜しいです。   |
| 40 | 諸元表・凡例         | 2   |                        | 手指消毒機<br>について           | 患者WCの手指消毒機について、WCの形状によっては、感染リスクを伴うため、代替策としてペーパータオルホルダーの設置を提案することは可能でしょうか。  | 不可とします。  |
| 41 | 諸元表・凡例         | 2   |                        | 浴室の空調<br>運転時間<br>について   | 対象は脱衣室だと判断しますが、「24時間」となっています。運用時間が限定されるため、空調方式と合わせて代替提案が可能と考えるよろしいでしょうか。   | 要求水準書に記述の通りとしてください。諸元表の機械設備記号凡例にあるとおり随時運転可となるものを想定しています。   |
| 42 | 諸元表・凡例         | 3   |                        | 小児科授乳<br>室の衛生器<br>具について | 流し台「自動・混」、洗手器/洗面器「自動・混」の双方の記載がありますが、室内レイアウトの工夫などで、流し台1つとする代替提案は可能でしょうか。  | 不可とします。  |
| 43 | 諸元表・凡例         | 5   |                        | 手術室の配<br>置について          | 諸元表・凡例に手術ホール出入口から手術室6・5・4・7・3・2・1(前室)の順に配置とありますが、手術ホール入口の位置関係など、提案によってはこれによらない提案も可能と考えるよろしいでしょうか。  | 「6・5・4・7・3・2・1(前室)」は手術ホール出入口からの近接性を示しており、近接性の条件を満たしていれば、手術室の並びの変更は可能とします。5と4は手術ホール出入口から同程度の近さであることを求めており、隣接する必要はありません。 |
| 44 |                |     |                        |                         | 手術部門について。手術室の並びは、6・5・4・7・3・2・1(前室)とありますが、5と4の間は矢印でないことに意図はありますか。またコスト面、運用面で効率的な計画とすることができれば、並びを変更することは可能でしょうか。   |  |
| 45 | 諸元表            | 5   | 【全<br>般】<br>(想定<br>面積) | 手術ホール<br>などの面積          | 想定面積として、「数字以外の記載のない部屋については、記載されている想定面積の±10%以内とすること。なお、室の機能を鑑みて運用に支障のない面積とすること。」とありますが、手術ホールなど、平面計画によって大きく面積の異なるものは、機能的で合理的な計画であれば、諸元表の面積±10%の制約を超える提案は可能と考えてよいでしょうか。 | 原則として諸元表の面積±10%にて提案をお願いいたします。変更する場合は理由を明記してください。   |

対話における質問の回答

| No | 資料名            | ページ | 該当箇所     | 題目                           | 内容   | 回答  |
|----|----------------|-----|----------|------------------------------|--|---|
| 46 | 付属資料<br>諸元表・凡例 | 8   |          | 薬剤部門の<br>小荷物専用<br>EVについて     | ページの最下段に「病棟への配薬に配慮し小荷物搬送用EVを設置する」との記載ですが、メーカーにもよりますが昇降行程は約15～20m程度です。他の搬送手段による提案は可能でしょうか。  | 20mを超える昇降工程に対応可能な小荷物搬送用EVにて対応してください。  |
| 47 | 諸元表・凡例         | 9   |          | 放射線科技<br>師室の衛生<br>器具につい<br>て | 洗面化粧台・洗面化粧カウンター「自動・混」、スタッフ用手洗器「自動・混」の双方の記載がありますが、室内レイアウトの工夫などで、洗面化粧台・洗面化粧カウンター1つとする代替提案は可能でしょうか。                                 | 不可とします。   |
| 48 | 諸元表・凡例         | 9   |          | 放射線科読<br>影室の衛生<br>器具につい<br>て | 洗面化粧台・洗面化粧カウンター「自動・混」、手洗器/洗面器「自動・混」の双方の記載がありますが、室内レイアウトの工夫などで、洗面化粧台・洗面化粧カウンター1つとする代替提案は可能でしょうか。                                  | 不可とします。   |
| 49 | 諸元表・凡例         | 10  |          | 検体検査室<br>当直室の照<br>明について      | 調光設備が「○」となっておりますが、常夜灯などの代替提案は可能でしょうか。  | 可能とします。   |
| 50 | 付属資料<br>諸元表・凡例 | 12  | 病棟<br>共通 | 病棟共通に<br>ついて                 | 倉庫、清潔リネン室、パントリーは2/フロア・1/病棟との記載ですが、各病棟に配置することを条件としているものと思われます。1/フロアの配置とし、2病棟共用として提案することは可能でしょうか。                                  | 清潔リネン庫は清潔・不潔が明確に区分できれば可とします。倉庫、パントリーについては要求水準書通りとします。   |
| 51 | 諸元表            |     |          |                              | 病棟に食堂60㎡の要求がありますが、1フロア2看護単位それぞれに30㎡配置することで、要求水準を満たすことはできますか。   | 1フロア1箇所では60㎡以上の広さで配置下さい。  |
| 52 | 諸元表            |     |          |                              | 手術部に「将来対応として手術室1室(手術室3と同じ仕様)が拡張できる計画とする」とありますが、滅菌清器材室を将来拡張部分とした場合、要求水準を満たすことはできますか。  | 手術室1室を拡張した際に他の機能に影響が無いよう、ご検討下さい。  |
| 53 |                |     |          |                              | 栄養部門について、クックサーブを基本とし、一部クックチルを導入するとありますが、完全院外クックチルとすることで、面積・設備投資を抑えることが出来ます。そのような提案は可能でしょうか。                                      | 不可とします。   |
| 54 |                |     |          |                              | 引戸は煙感知器連動のストッパー付にせよ、と記載がありますが、病院機能評価で患者プライバシーを重視する動きが高まっていることもあり、直近の案件ではストッパーなしを採用されました。ストッパーなしとしてもよろしいでしょうか。コスト低減にも寄与できますか。     | 原則としてストッパー付とします。特定防火設備・防火設備に関しても原則として煙感知器連動ストッパー解除付としストッパー付とします。ただし、法規を満たすことを前提とします。  |
| 55 |                |     |          |                              | 管理部門について。事務室80㎡を二つとありますが、それぞれの事務室の利用イメージ、室設置条件(隣接・近接条件)をご教示ください。会議室大は健診室としての機能も兼用すると記載があります。一般の方も来られるためセキュリティ区域外に設けると考えてよろしいですか。 | 総務系職員の執務スペースやMTGスペースとしての利用を想定しています。外部業者の出入り(納品・検収等)が想定されるため、動線・セキュリティに配慮した配置として下さい。会議室大は外部からのアクセスも想定しセキュリティ管理外に設置してください。PFM部門の個別相談ブースの雁行配置については、プライバシーに配慮することが趣旨です。個別にパーティションを設けても一直線の配置は望ましくありません。 |

対話における質問の回答

| No | 資料名   | ページ | 該当箇所 | 題目 | 内容   | 回答  |
|----|---|-----|------|----|--|---|
| 56 | 「参考資料2 発注区分表」、「要求水準書 p18、2 事前調査及び対策業務、(3) 土壌汚染状況調査」   |     |      |    | 土壌汚染対策工事費について、掘削した汚染土壌の処理費及び運搬費については、市の負担とあります。その他の対策工事費として、区域指定範囲では、汚染の拡散をもたらさないためのケーシングを使用した杭の施工方法や、地下水に接しないように遮水壁を設置したうえで掘削を行う方法等、兵庫県から指導される可能性があります。これらの施工方法等は、兵庫県協議の結果により、大きく内容が変わる可能性がありますし、また、（先述の）区域指定を解除する予定だったができなかった場合等、区域指定範囲が変われば対策数量も変動する為、本見積段階では不確定要素が多く、これらの土壌汚染対策費用はすべて、別途と考えてよろしいですか。 | 遮水壁など汚染対策工事は、本工事に含むものとお考え下さい。<br>なお、兵庫県との協議によりあらかじめ想定できない内容の指導により、計画が大きく変更となる場合に生じる費用については、その内容により合理的な範囲で協議させていただきます。   |
| 57 |   |     |      |    | 上記の質疑にて、土壌汚染対策費は事業者で見積しなければならぬ場合、土壌汚染調査報告書等の内容を精査し、新築建物位置と区域指定範囲を重ね合わせたうえで、土壌汚染対策に関して兵庫県が指導するであろう施工方法を可能な限り想定し、対策費を算出しなければなりません。しかし、これには入札に応じるゼネコンの実績、経験等により見積内容（金額）に大きく差が出るのが想定されます。見積段階で想定した施工内容と、実際に施工に係る届出協議を始めてから兵庫県が指導する施工内容等が大きく異なる場合、その差額は実費精算願います。  | 兵庫県の指導内容が事前に予期できない内容であった場合は、費用についてはその内容により合理的な範囲で協議します。   |
| 58 | 「参考資料6 土壌汚染調査結果図」                                     |     |      |    | 参考資料6によれば、「六価クロム（溶出量）と鉛（含有量）が基準値を超過した区画は、川西市で全量掘削除去を行い、区域指定を解除します。」とありますが、工事着手時点で対象区画の区域指定は解除されていると考えてよろしいですか。   | 六価クロム等の汚染物質の除去については、今回の事業で実施となるため、参考資料6の文言は削除します。   |
| 59 | 「参考資料6 土壌汚染調査結果図」、「入札説明書 別添資料5 参考資料に関する質問書の回答 No.015」 |     |      |    | 土壌溶出量基準不適合が確認された区画について、土壌汚染の掘削除去を行い区域指定を解除する場合、地下水調査の必要があります。地下水調査は掘削除去前と掘削除去後に実施する必要がありますが、地下水調査の内容（観測井の設置位置、構造、深度）をご教示下さい。   | 掘削除去前の地下水調査については、土壌汚染調査時の試料採取地点で土壌汚染対策ガイドラインに準じた方法で行っております。また、掘削除去後の地下水調査については、同ガイドラインに準じた方法を基本に、兵庫県水大気課との協議によることとなります。 |
| 60 | 「参考資料6 土壌汚染調査結果図」、「参考資料2 発注区分表」                       |     |      |    | 今回の形質変更範囲はすべて土壌汚染対策法に基づく調査が実施されているものと考えてよろしいですか。<br>仮に、今回の形質変更範囲の一部が未調査だった場合、当該未調査範囲の土壌汚染対策法に基づく調査費及び、その調査の結果基準不適合が確認された場合の土壌汚染対策工事費、汚染土壌の処理費及び運搬費は別途考えますが、よろしいですか。  | 全て土壌汚染対策法に基づく調査で実施しています。<br>汚染度の処理費及び運搬費が別途となり、対策工事費（遮水壁等の設置費）は事業費に含まれます。   |
| 61 | 基本計画書   | 2   |      |    | 「将来拡張可能な設計プラン」とありますが、具体的に想定されているものがあればご教示ください。   | 建物外への拡張余力は想定せずに、建物内の拡張余力を確保する方針とします。<br>また、要求水準以外に拡張を要望する範囲としては、患者アメニティならびに管理系諸室を重視します。                                 |

対話における質問の回答

| No | 資料名     | ページ | 該当箇所 | 題目             | 内容   | 回答   |
|----|---------|-----|------|----------------|--|--|
| 62 | 基本計画書   | 5   | 第33  | センター化構想について    | センター化に関する記載ですが、「診療科の枠を超え、多職種の協働のもと、専門的な医療体制を形成し、診療を行う。」と記載されているように、〇〇センターとして施設を整備（関連する診察・処置・検査室をブロック化して配置する等）するのではなく、関連する諸室・部・科間での連携に配慮した配置計画等にするものとの理解でよろしいでしょうか。 | 可能とします。<br>ただし、基本計画書にセンター化の範囲を定めていますので、それに則ってください。<br>検査部門・コメディカル部門についてはセンター化の範囲から除外します。   |
| 63 | 基本計画書   | 9   |      | 外部動線計画         | シャトルバスについては、県道12号（火打滝山線）から出入りさせるのではなく、北東部駐車場側から出入りさせた方が歩車分離の観点からはよいと思いますが、お考えをお聞かせください   | シャトルバスについては、基本計画書に記載の通り県道12号線から出入することもできます。<br>ただし、豊川橋山手線を使用するルートは民家の前を通るルートとなるので通行を想定することは不可です。一般車については、同様とお考えください。                               |
| 64 | 基本計画書   | 9   |      | 各階部門構成         | 地上7～8階とありますが、日影規制に収まれば、階数制限は無いと考えてよろしいでしょうか。   | よろしいです。  |
| 65 | 基本計画書   | 9   |      | 配置計画           | 患者のアクセスの想定（電車・バス・徒歩・車）がありましたら、ご教示ください。   | 各種アクセスは基本構想に記載のとおりです。<br>電車は絹延橋駅、川西能勢口駅、川西池田駅からのアクセスを想定しています。<br>バスは阪急バスの日高町、勝福寺前、火打2丁目、それぞれの停留所からのアクセスを想定しています。<br>車は県道篠山線をはじめ各方面からのアクセスを想定しています。 |
| 66 | 基本計画書   | 14  | キ（オ） | 観察カメラの設置について   | 『各病室への出入状況を確認できるよう、病棟内廊下に観察カメラを設置する。』と記載されていますが、全室個室のためスタッフステーションからの死角が多くなることを想定していると考えています。<br>仮にプランニングでスタッフステーションからの死角が解消できる場合には観察カメラは不要としてよろしいでしょうか             | 可能とします。（ただし、サブステーションの設置による解消は認めません）  |
| 67 | 基本計画書   | 15  | 第52  | 診療科ブロックの構成について | エ 外来方式に、診療科ブロックの表が記載されていますが、表下の 2に、組み合わせの考え方であること、ブロック構成は変わるものと考え、との記載があることを踏まえ、ブロック構成を変えて提案することは可能でしょうか。  | 可能とします。<br>ただし、医療機器の共用など運用上の合理性が必要です。  |
| 68 | 基本計画書   | 20  |      | 駐車場・駐輪場        | キセラ川西プラザと今年開業予定の大規模集客施設のそれぞれの稼働状況も踏まえ、具体的な駐車場スペースの検討を進めるとありますが、現時点で想定されている駐車場の運用についてご教示ください。   | 現時点では、キセラ川西プラザ西側駐車場をメイン駐車場とすることを想定しています。<br>上記駐車場が満車の場合は、キセラ川西内の公共駐車場を利用を想定しています。  |
| 69 | 基本計画書   | 20  |      | 駐車場・駐輪場        | もっとも近接する駐車場は西側に歩行者用出入り口を設置した方がアクセスしやすくなるように思います。<br>また、この駐車場西端部分と道路とのレベル差は、約1m程度ありますので、段差解消を盛り込んだ病院間のアクセス経路を今回整備計画に盛り込むと考えてよろしいでしょうか。                              | もっとも近接する駐車場の段差解消を盛り込んだ病院間のアクセス経路については、今回整備計画に盛り込みません。<br>市側で病院の開設までに、駐車場南西部に車いすも通行可能なスロープを設置する予定です。  |
| 70 | 落札者決定基準 | 7   | 別表2  | 提案テーマ/コスト管理と削減 | キーワードにある予算とは契約金額のことでしょうか。またコスト管理は工程管理等と並び建設業の大きな柱となる管理項目です。工程管理についてはキーワードを3項目記載されていますので、このコスト管理についてももう少しキーワードを頂けないでしょうか。   | 予算とは契約金額のことです。<br>追加のキーワードは提示しません。   |

## 対話における質問の回答

| No | 資料名                        | ページ    | 該当箇所               | 題目           | 内容   | 回答  |
|----|----------------------------|--------|--------------------|--------------|--|---|
| 71 | 事業契約書に関する質問書の回答            | 49,51  | 第1回質疑回答<br>019,020 | 前払金等について     | 前払金、中間前払金、部分払についての金額、時期、回数については、見積条件として大きく差異が生じる為、支払い諸条件のご確定をお願い致します。  | 支払い回数は全5回で以下のとおり予定しています。<br>基本設計完了時<br>(基本設計に係る費用分)<br>実施設計完了時<br>(実施設計に係る費用分)<br>建設工事着手時(建設工事費の40%)<br>2022年2月末時点の出来高払<br>事業完了時  |
| 72 | 第1回の質疑回答                   |        |                    |              | 廃道予定の西側道路は施工中、施工用地として使用できるのでしょうか？第1回の回答では「廃道スケジュールは2020年度中」とありますが、何月でしょうか。また道路の汚染土置換は終わっているのでしょうか？   | 廃道するまでは市道ですので市道としての扱いになります。ただし、工事着手時点で廃道手続きが完了していれば使用可能です。廃道を行う場合は、2020年度中を予定しており、確定した段階でお知らせします。また、道路の汚染土置換は完了していません。  |
| 73 | 追加質疑回答                     | ホームページ |                    | 廃道について       | 4/22に追加された回答において「廃道を行った場合、開発に掛かるため、廃道を行わずに市道整備を実施することも可とする」とありますが、この場合、市道への車両の進入の制限等はありませんでしょうか。   | 敷地北西側火打滝山線からの進入路は本事業完了後に閉鎖予定としています。尚、閉鎖の為の工事は市側で行います。   |
| 74 | 追加質疑回答                     | ホームページ |                    | 廃道について       | 今回の建設時点では廃道をせずに、一旦市道として整備し竣工させ、将来的に病院敷地を大きくするために、開発をかけて、廃道を行うことは可能でしょうか。   | 廃道地の上に建築物を設置することはできません。   |
| 75 | 追加質疑回答                     | ホームページ |                    | 廃道について       | 今回の建設時点では廃道をせずに、一旦市道として整備する場合、「北西側道路からのアクセスはシャトルバス、救急者の左折進入のみ可とする」という要求水準は北西側県道から敷地に直接進入する車両であり、市道として整備する西側道路からはその他の車両の進入することは要求水準を満たしていると考えてよろしいでしょうか。                                    | 敷地北西側火打滝山線からの進入路は本事業完了後に閉鎖予定としています。西側市道については、南からの進入のみ可能となります。   |
| 76 | 追加資料                       | ホームページ |                    | 廃道について       | 廃道後に法定延床面積が35827.47m <sup>2</sup> になりますが、当初の確認申請では33757.47m <sup>2</sup> です。着工段階で工事に支障がない範囲で計画変更申請を行い、自転車置き場やマニホールド、エントランス庇荷捌き庇等を、建築面積や容積率等の法的制限の範囲内で追加することは可能でしょうか。                       | 廃道地は水路・里道用地であり廃道を行うか行わないかに関わらず、建築確認申請における敷地に含むことができません。延床面積35,000m <sup>2</sup> は要求水準ではなく、あくまで想定です。要求水準としては下限値を設け-3%の範囲にて提案してください。なお、上限値は設定しません。別添資料1要求水準書附属資料 諸元表・凡例に基づき各面積の設定を行ってください。廃道地は通路や緑地として表面改変を行う事はできませんが、自転車置き場やマニホールドその他の固定施設を設置することはできません。 |
| 77 | 入札質問書に関する質疑回答              | 1      | 001                | 容積対象延床面積について | 質疑回答の再度の確認ですが、提案時には、容積対象面積は、33,757.47m <sup>2</sup> 以内での計画になるのか、約35,000m <sup>2</sup> 程度(つまり約±10%程度)での計画が求められているのか、どちらをターゲットとすればよろしいでしょうか。要求水準書の各項目を満たすためには35000m <sup>2</sup> 程度は必要となります。 | 延床面積35,000m <sup>2</sup> は要求水準ではなく、あくまで想定です。要求水準としては下限値を設け-3%の範囲にて提案してください。なお、上限値は設定しません。別添資料1要求水準書附属資料 諸元表・凡例に基づき各面積の設定を行ってください。数値については敷地範囲内の延床面積としての数値とします。   |
| 78 | 入札質問書に関する質疑回答(要求水準書に関する回答) | 7      | 037                | エネルギーの併用について | 質疑回答の確認ですが、エネルギーの併用について次回、回答しますとなっていますが、全体システムに関係するため対話において回答をいただけませんか？  | 有効性を明示していただければ3つ全てではなく2つの併用も可とします。  |

対話における質問の回答

| No | 資料名                             | ページ    | 該当箇所   | 題目            | 内容  | 回答   |
|----|---------------------------------|--------|--------|---------------|---|--|
| 79 | 入札質問書に関する質疑回答<br>(要求水準書に関する回答)  | 9      | 051    | 官庁協議について      | 質疑回答の再度の確認ですが、消防本部消防課との協議に上、提案願いますとありますが、同様に、消火設備の内容についても各事業者側で消防本部と協議して宜しいということでしょうか？また、上下水道等の役所協議も各事業者者に行って宜しいでしょうか？  | 宜しいです。<br>消防本部及び上下水道局等の役所の各窓口に本事業の問い合わせが来る場合がある旨を事前に伝えてありますので、計画について協議することが可能です。   |
| 80 | 入札説明書                           | 14     |        | プレゼンテーションについて | 現時点でご決定されている範囲で構いませんので、7/15実施のプレゼンテーションの詳細（各社の持ち時間、出席人数、出席者、資料の制限等）をご教示ください。  | 後日、プレゼンテーション実施通知と併せて、実施要領を送付します。<br>( 模型・映像・補足資料の可否を含む )   |
| 81 | 入札説明書「別添資料1 要求水準書」に関する質問書の回答    | 1      |        | 西側市道について      | 回答では、「当該部分については、廃道を行った時点での形質の変更となり、開発許可の対象となります。廃道を行わず市道整備を実施することも可とし、いずれかを選択して計画してください。」との記載ですが、要求水準を「廃道を行わず市道整備を実施することも可」とした狙いや考え方を教えて頂けませんでしょうか。いずれを選択するのが良いのか判断材料にしたいと考えています。<br>廃道を行わず、市道整備を選択した場合の要求水準があれば教えて頂けないでしょうか。(例 車両の進入制限等)<br>廃道を行わず、市道整備を選択した場合の、市道整備の発注区分は市・事業者のいずれとなりますでしょうか。 | 工期が短い中で廃道すると開発許可申請が必要になるため、工期と計画をともに検討いただき、選択制にて要求水準を定めました。<br>市道を整備する場合は参考資料2に記載の仕様で整備する必要があります。一般車両の進入に制限はありません。工事車両が進入する場合は協議が必要です。<br>市道整備を選択した場合も事業者にて、この病院事業の中で整備していただきます。 |
| 82 | 入札説明書<br>質疑回答                   | 1      | NO.005 | 廃道について        | 廃道部分に水路がある為、建築は不可とのことですが、水路の位置等の詳細を教えてください。<br>また、水路を撤去せずに、水路に支障がない範囲でマニホール庫や駐輪場、駐車スペース、オイルタンク、受水槽などを検討してもよろしいでしょうか。  | 水路位置等の詳細については、5月7日から17日までの期間に希望する事業者に資料を貸与しています。<br>建築物に係るものは、廃道前の敷地において計画をしてください。   |
| 83 | 入札説明書<br>質疑回答                   | 1      | NO.005 | 廃道について        | 廃道部分について、通路を設けることと、質疑に回答がありますが、救急車両が通るルートを確認することは可能と考えてよろしいでしょうか。   | 敷地内通路として使用することは可能ですが、敷地北西側火打滝山線からの進入はできません。  |
| 84 | 入札説明書<br>別添資料1<br>要求水準書<br>質疑回答 | 6      | NO.029 | 隣接地の整備内容について  | 将来的に隣接敷地に病院を拡張する計画はないとの回答でしたが、隣地に、病院関連施設等が配置され、申請上の別敷地であっても、相互の敷地の一体利用が可能であれば、全体で計画する方がよいと考えます。想定されている範囲で、敷地北西部隣地の整備計画を教えてください  | 市で把握している計画はありません。  |
| 85 | 入札説明書<br>別添資料1<br>要求水準書<br>質疑回答 | 6      | NO.030 | 拡幅道路          | 市道1313号に設置される予定の拡幅道路は、2020年に信号の新設も含め完了し、一般車両やサービス車両、救急車両がアクセスできるものと考えてよろしいでしょうか。  | 2020年度末に信号も含めて完了予定で、その際以降のことについては、お見込みの通りとなります。  |
| 86 | 入札説明書「別添資料5 参考資料」に関する質問書の回答     | No.015 |        |               | 汚染土を除去する場合、地下水調査の必要があります。地下水調査は事前に市側で実施されるものとの認識で宜しいでしょうか。  | 水質については調査しておりません。<br>帯水層としての調査は、地質調査において確認しております。  |

対話における質問の回答

| No | 資料名                          | ページ | 該当箇所       | 題目            | 内容  | 回答   |
|----|------------------------------|-----|------------|---------------|---|--|
| 87 | 入札説明書「別添資料1 要求水準書」に関する質問書の回答 |     |            | 同上            | 「当該部分については、廃道を行った時点での形質の変更となり、開発許可の対象となります。廃道を行わず市道整備を実施することも可とし、いずれかを選択して計画してください。」とあります。廃道を行わず市道整備を選択した計画とした場合、市道は現況のままとして、計画することは可能でしょうか。また、市道として残る場合、敷地北西側：火打滝山線から一般車が通行できるとの理解で、計画してよろしいでしょうか。 | 市道整備を選択した場合は、参考資料に示す区画道路NO2の整備が必要となります。また、市道整備となった場合でも、敷地北西側火打滝山線からの進入路は本事業完了後に閉鎖予定としています。   |
| 88 | 入札説明書「別添資料1 要求水準書」に関する質問書の回答 |     |            | 建設計画地に廃道地について | 「当該部分については、廃道を行った時点での形質の変更となり、開発許可の対象となります。廃道を行わず市道整備を実施することも可とし、いずれかを選択して計画してください。」とあります。廃道を選択した計画とした場合、開発行為にかかわる業務は発注者側の業務でしょうか。また、廃道手続+開発行為許可申請は同時に行われ、2020年3月末までに完了すると理解してよろしいでしょうか。            | 開発業務にかかわる業務については事業者側の業務となります。廃道を行う場合の廃道手続については、議会承認が必要となるため市で行います。また、並行して事業者が開発行為許可手続を進めても構いません。ただし、廃道前に着手を行う場合は、都市計画法第37条等の手続も必要となると考えられるため、ご留意ください。なお、廃道は2020年度中の予定です。 |
| 89 | 入札説明書に関する質問書の回答              | 12  | 第1回質疑回答025 | 法廷福利費について     | 法廷福利費の計上方法について、単価に含む形で計上することは可能でしょうか。   | 宜しいです。但し各小項目毎には、法定福利費の合計金額が分かるように備考欄に記載してください。   |
| 90 | 入札説明書に関する質問書の回答              |     | 第1回質疑回答002 | 建設計画地に廃道地について | 廃道のスケジュールは2020年度中の予定とのことですが2020年中の着工時には廃道地を工事用地として使用してもよろしいでしょうか。   | 原則不可です。ただし、工事着手時点で廃道手続が完了していれば可能です。  |
| 91 | 別添資料様式集                      |     |            | 技術提案書提案テーマ    | 「アフターサービス、その他の提案」について、求めている提案はハード面の提案でしょうか。あるいはソフト面の提案でしょうか。  | ハード面かソフト面かについては、事業者の提案によるものとします。   |
| 92 | 様式18<br>様式19                 |     |            |               | 補足説明用の図表や写真等は制限枚数に含まれないとの理解で宜しいでしょうか。   | 技術提案書は様式18に記載の枚数で提案してください。補足用の資料については、様式19に記載の枚数程度でご提案下さい。図面については、様式20に記載し図面の枚数は任意としますが、建築計画の全体が把握できるような表現としてください。   |
| 93 | その他                          |     |            |               | 鑿井工事（井戸）は新築工事着工に先立ち工事が可能でしょうか？工事用水としても利用したいと考えます。   | 工事用水としての利用は不可です。井水については汚染されている可能性があるため、汚染が拡散するような使用方法はできません。   |